

## 集中治療専門医制度\_細則（新制度）新旧比較表

旧	新
<p>集中治療専門医制度施行細則（新制度）</p> <p>第1章 集中治療専門医制度の施行ならびに運用</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この細則は、集中治療専門医制度規則の規定に基づき、集中治療専門医制度の運用に関して必要な事項について定める。</p> <p>（委員会の設置）</p> <p>第2条 集中治療専門医制度規則および本細則の施行にあたり、集中治療専門医制度・審査委員会（以下、「制度・審査委員会」という）を設置する。</p> <p>（委員会の業務）</p> <p>第3条 制度・審査委員会は、集中治療専門医制度規則および施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理するとともに集中治療専門医ならびに集中治療専門医研修施設の認定およびその更新に関する業務を担当する。</p> <p>第2章 集中治療専門医の認定</p> <p>（集中治療専門医認定申請資格の基準）</p> <p>第4条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、規則第6条に定める以外に、次の項目のすべてを満たしていなければならない。</p> <p>（1）指定する学会（別表1）の専門医資格を有すること。</p> <p>（2）日本集中治療医学会の認定する集中治療専門医研修施設において1年以上の勤務歴※があること。</p> <p>（3）上記勤務歴のうち連続して24週間以上専従</p>	<p>集中治療科専門医制度施行細則（新制度）</p> <p>第1章 集中治療科専門医制度の施行ならびに運用</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この細則は、集中治療科専門医制度規則の規定に基づき、集中治療科専門医制度の運用に関して必要な事項について定める。</p> <p>（委員会の設置）</p> <p>第2条 集中治療科専門医制度規則および本細則の施行にあたり、集中治療科専門医制度・審査委員会（以下、「制度・審査委員会」という）を設置する。</p> <p>（委員会の業務）</p> <p>第3条 制度・審査委員会は、集中治療科専門医制度規則および施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理するとともに集中治療科専門医ならびに集中治療科専門医研修施設の認定およびその更新に関する業務を担当する。</p> <p>第2章 集中治療科専門医の認定</p> <p>（集中治療科専門医新規認定申請資格の基準）</p> <p>第4条 集中治療科専門医の認定を得ようとする者は、規則第6条に定める以外に、次の項目のすべてを満たしていなければならない。</p> <p>（1）指定する学会（別表1）の専門医資格を有すること。</p> <p>（2）日本集中治療医学会の認定する集中治療科専門医研修施設において1年以上の勤務歴※があること。</p> <p>（3）上記勤務歴のうち連続して24週間以上専従</p>

<p>歴※があること。</p> <p>(4) 所定の知識・技能研修修了の条件を満たしていること。(別添：診療実績表について参照)</p> <p>※は申請書を参照</p> <p>(集中治療専門医認定の審査)</p> <p>第5条 集中治療専門医認定審査は、書類審査と筆記試験による。</p> <p>(審査担当)</p> <p>第6条 書類審査および筆記試験は制度・審査委員会が担当する。</p> <p>(集中治療専門医認定の申請書類)</p> <p>第7条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、次に定める書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。</p> <p>集中治療専門医認定申請書</p> <p>I - i) 履歴書</p> <p>I - ii) 基本領域の専門医資格</p> <p>I - iii) 集中治療勤務証明書</p> <p>II 診療実績表 A L - 2, L - 3 (必要な実施項目)</p> <p>(別添参照)</p> <p>III 診療実績表 B (経験すべき疾患項目) (別添参照)</p> <p>IV 業績目録：学術論文</p> <p>V 業績目録：学会発表</p> <p>VI 業績目録：学会出席</p> <p>VII 指定する学会(別表1)の専門医認定証の写し</p> <p>VIII 学会発表の証明</p> <p>IX 学会出席の証明</p> <p>X eAPRIN の JSICM コース(「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」)の受講証明</p> <p>(業績目録)</p> <p>第8条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、</p>	<p>歴※があること。</p> <p>(4) 所定の知識・技能研修修了の条件を満たしていること。(別添：診療実績表について参照)</p> <p>※は申請書を参照</p> <p>(集中治療科専門医認定の審査)</p> <p>第5条 集中治療科専門医認定審査は、書類審査と筆記試験による。</p> <p>(審査担当)</p> <p>第6条 書類審査および筆記試験は制度・審査委員会が担当する。</p> <p>(集中治療科専門医認定の申請書類)</p> <p>第7条 集中治療科専門医の認定を得ようとする者は、次に定める書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。</p> <p>集中治療科専門医認定申請書</p> <p>I - i) 履歴書</p> <p>I - ii) 基本領域の専門医資格</p> <p>I - iii) 集中治療勤務証明書</p> <p>II 診療実績表 A L - 2, L - 3 (必要な実施項目)</p> <p>(別添参照)</p> <p>III 診療実績表 B (経験すべき疾患項目) (別添参照)</p> <p>IV 業績目録：学術論文</p> <p>V 業績目録：学会発表</p> <p>VI 業績目録：学会出席</p> <p>VII 指定する学会(別表1)の専門医認定証の写し</p> <p>VIII 学会発表の証明</p> <p>IX 学会出席の証明</p> <p>X eAPRIN の JSICM コース(「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」)の受講証明</p> <p>(業績目録)</p> <p>第8条 集中治療科専門医の認定を得ようとする者は、</p>
--	--

集中治療専門医認定申請書の業績目録に、申請年の3月31日までの最近5年間の業績を記載すること。ただし、記載された業績は次の項目をすべて満たさなければならない。

(1) 学術論文については、集中治療に関する論文(原著、総説あるいは症例報告、短報、Letter、その他査読を有するもの)であること。申請者が筆頭者であるものを1編記載し、別刷または複写を添付すること。なお、発行前でも採択通知と最終原稿があれば可とする。

(2) 学術集会発表については、集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの1題を含む2題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会(全国大会)において発表したものとする。関連学会は別表2の関連学会(全国大会または国際学会)で発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。

(3) 学術集会出席については、日本集中治療医学会学術集会(全国大会)に2回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は出席証明書(e医学会の参加履歴などの電子証明書を含む)をもって行う。

(4) eAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサiership」「盗用と見なされる行為」の受講を必須とする。JSICMコースを含んでいれば日本集中治療医学会以外での受講実績も認める。

(集中治療専門医研修施設における勤務歴の証明)

第9条 集中治療専門医の認定を得ようとするものは、集中治療専門医認定申請書の集中治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに病院長および集中治療施設責任者の証明を得なければならない。

(集中治療専門医認定の更新)

第10条 集中治療専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて集中治療専門医の認定を得よう

は、集中治療科専門医認定申請書の業績目録に、申請年の3月31日までの最近5年間の業績を記載すること。ただし、記載された業績は次の項目をすべて満たさなければならない。

(1) 学術論文については、集中治療に関する論文(原著、総説あるいは症例報告、短報、Letter、その他査読を有するもの)であること。申請者が筆頭者であるものを1編記載し、別刷または複写を添付すること。なお、発行前でも採択通知と最終原稿があれば可とする。

(2) 学術集会発表については、集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの1題を含む2題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会(全国大会)において発表したものとする。関連学会は別表2の関連学会(全国大会または国際学会)で発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。

(3) 学術集会出席については、日本集中治療医学会学術集会(全国大会)に2回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は出席証明書(e医学会の参加履歴などの電子証明書を含む)をもって行う。

(4) eAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサiership」「盗用と見なされる行為」の受講を必須とする。JSICMコースを含んでいれば日本集中治療医学会以外での受講実績も認める。

(集中治療科専門医研修施設における勤務歴の証明)

第9条 集中治療科専門医の認定を得ようとするものは、集中治療科専門医認定申請書の集中治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに病院長および集中治療施設責任者の証明を得なければならない。

(集中治療科専門医認定の更新)

とするものは、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。また、更新の際には有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間の会員歴があることを必要とする。

1. 集中治療専門医認定更新申請書

I - i) 履歴書

I - ii) 基本領域の専門医資格

II - i) 業績目録：学術論文

II - ii) 業績目録：学会発表

II - iii) 業績目録：セミナー講師・学会誌査読・専門医試験問題作成

III業績目録：学会・セミナー出席

IV学会発表の証明

V査読の証明

VI学会・セミナー出席の証明

VIIeAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」受講の証明

\*業績目録（有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間で40単位以上）

業績目録には、制度・審査委員会が定める別表3に従い、①と②の合計40単位以上の業績が必要である。①学術論文、学会発表、セミナー講師、学会誌査読、試験問題作成から合計15単位以上、②日本集中治療医学会学術集会（全国大会）出席1回以上を必須とし、日本集中治療医学会学術集会（全国大会）、日本集中治療医学会支部学術集会、本学会が主催する指定のセミナー、別表1で指定する学会の学術集会（全国大会）出席の合計25単位以上の業績を記載しなければならない。

(1) 学術論文：学術論文（共著可）は別刷または複写を添付すること

(2) 学術集会発表：学術集会発表は、日本集中治療医学会学術集会（全国大会）、日本集中治療医学会支部学術集会および別表2の関連学会（全国大会また

第10条 集中治療科専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続いて集中治療科専門医の認定を得ようとするものは、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。また、更新の際には有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間の会員歴があることを必要とする。

1. 集中治療科専門医認定更新申請書

I - i) 履歴書

I - ii) 基本領域の専門医資格

II - i) 業績目録：学術論文

II - ii) 業績目録：学会発表

II - iii) 業績目録：セミナー講師・学会誌査読・専門医試験問題作成

III業績目録：学会・セミナー出席

IV学会発表の証明

V査読の証明

VI学会・セミナー出席の証明

VIIeAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」受講の証明

\*業績目録（有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間で50単位以上）

業績目録には、制度・審査委員会が定める別表3に従い、合計50単位以上の業績が必要である。日本集中治療医学会学術集会（全国大会）出席2回以上、日本集中治療医学会支部学術集会出席1回以上を必須とする。ただし、学術集会の出席は最大40単位までとする。

(1) 学術論文：学術論文（共著可）は別刷または複写を添付すること

(2) 学術集会発表：学術集会発表は、日本集中治療医学会学術集会（全国大会）、日本集中治療医学会支部学術集会、日本医学会総会、および別表2の関連学会（全国大会または国際学会）で発表したものとす

は国際学会)で発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。

(3) 学術集会出席：日本集中治療医学会学術集会(全国大会)1回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は、出席証明書をもって行う(e医学会の参加履歴などの電子証明書を含む)日本集中治療医学会 支部学術集会および別表1の指定する学会の学術集会(全国大会)出席も記載できる。

(4) セミナー講師・学会誌査読・試験問題作成：必須ではないが、単位として記載できる。

(5) 研究倫理教育講習：eAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」の受講を必須とする。JSICMコースを含んでいれば日本集中治療医学会以外での受講実績も認める。

### 第3章 集中治療専門医研修施設の認定

(集中治療専門医研修施設の条件)

第11条 規則第15条に定める集中治療専門医研修施設は、次の各項目の条件を具備していなければならない。

(1) 当該医療施設の中央部門(ある特定の診療科に所属せず臨床各科が集中治療専門医の下で、利用出来る部門)であること。

(2) 日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医が1人以上専従\*していること。

(3) 8床毎に概ね1人の専従医、そのうち1人は専門医であること。

(4) ベッド数4床以上を専有していること。

\*複数の専門医によるシフト勤務も可

(集中治療専門医研修施設の認定および認定の更新)

る。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。

(3) 学術集会出席：日本集中治療医学会学術集会(全国大会)2回以上、支部学術集会1回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は、出席証明書をもって行う(e医学会の参加履歴などの電子証明書を含む)日本医学会総会および別表2の関連する学会の出席も記載できる。ただし、学術集会の出席は最大40単位までとする。

(4) セミナー講師・学会誌査読・試験問題作成：必須ではないが、単位として記載できる。

(5) 研究倫理教育講習：eAPRINのJSICMコース「研究における不正行為」「オーサーシップ」「盗用と見なされる行為」の受講を必須とする。JSICMコースを含んでいれば日本集中治療医学会以外での受講実績も認める。

### 第3章 集中治療科専門医研修施設の認定

(集中治療科専門医研修施設の条件)

第11条 規則第15条に定める集中治療科専門医研修施設は、次の各項目の条件を具備していなければならない。

(1) 当該医療施設の中央部門(ある特定の診療科に所属せず臨床各科が集中治療科専門医の下で、利用出来る部門)であること。

(2) 日本集中治療医学会が認定する集中治療科専門医が1人以上専従\*していること。

(3) 8床毎に概ね1人の専従医、そのうち1人は専門医であること。

(4) ベッド数4床以上を専有していること。

\*複数の専門医によるシフト勤務も可

(集中治療科専門医研修施設の**新規**認定および認定の更新)

<p>第12条 集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設、ならびに有効期限の満了にともない引き続き集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設は、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。</p> <p>I 集中治療専門医研修施設の認定申請書あるいは認定更新申請書</p> <p>II 当該施設の責任者である集中治療専門医の集中治療専門医認定証書の写し</p> <p>III 特定集中治療室管理加算の認可証書の写し</p> <p>IV 申請病院の概要、組織図</p> <p>V 当該集中治療施設の概要、見取図</p> <p>VI 当該集中治療施設の勤務医師、看護師およびその他の職種の構成と勤務体制</p> <p>VII 当該集中治療施設の活動内容</p> <p>VIII 医師および看護師の夜勤業務を含む集中治療室での勤務表</p> <p>IX 新規申請の場合は直近半年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表</p> <p>更新申請の場合は直近1年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表</p> <p>(適否の判定)</p> <p>第13条 制度・審査委員会は、申請書類審査の後、申請施設の現地調査を実施し、これらの審査結果に基づいて、集中治療専門医研修施設としての適否を判定する。</p> <p>第4章 申請内容についての直接審査</p> <p>(申請書類の内容に関する説明)</p> <p>第14条 制度・審査委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。</p> <p>第5章 集中治療専門医および集中治療専門医研修</p>	<p>第12条 集中治療科専門医研修施設の認定を得ようとする施設、ならびに有効期限の満了にともない引き続き集中治療科専門医研修施設の認定を得ようとする施設は、次に定める申請書類を制度・審査委員会に提出しなければならない。</p> <p>I 集中治療科専門医研修施設の認定申請書あるいは認定更新申請書</p> <p>II 当該施設の責任者である集中治療科専門医の集中治療科専門医認定証書の写し</p> <p>III 特定集中治療室管理加算の認可証書の写し</p> <p>IV 申請病院の概要、組織図</p> <p>V 当該集中治療施設の概要、見取図</p> <p>VI 当該集中治療施設の勤務医師、看護師およびその他の職種の構成と勤務体制</p> <p>VII 当該集中治療施設の活動内容</p> <p>VIII 医師および看護師の夜勤業務を含む集中治療室での勤務表</p> <p>IX 新規申請の場合は直近半年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表</p> <p>更新申請の場合は直近1年間の症例数と、そのうち代表30例の治療概略の一覧表</p> <p>(適否の判定)</p> <p>第13条 制度・審査委員会は、申請書類審査の後、申請施設の現地調査を実施し、これらの審査結果に基づいて、集中治療科専門医研修施設としての適否を判定する。</p> <p>第4章 申請内容についての直接審査</p> <p>(申請書類の内容に関する説明)</p> <p>第14条 制度・審査委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。</p> <p>第5章 集中治療科専門医および集中治療科専門医</p>
--	--

<p>施設の申請と審査料</p> <p>(書類提出期限)</p> <p>第15条 申請者は毎年、制度・審査委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(審査料)</p> <p>第16条 申請には次の審査料が必要である。</p> <p>集中治療専門医認定に関する書類審査料 10,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療専門医認定に関する試験審査料 30,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療専門医認定の更新に関する審査料 20,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療専門医研修施設の認定に関する審査料 30,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療専門医研修施設認定の更新に関する審査料 10,000円 (消費税別)</p> <p>(審査料の返却)</p> <p>第17条 既納の審査料は返却しない。</p> <p>第6章 登録料</p> <p>(登録料)</p> <p>第18条 集中治療専門医認定証書の交付を受けるものは、登録料として20,000円 (消費税別)を納入しなければならない。</p> <p>(登録料の返却)</p> <p>第19条 既納の登録料は返却しない。</p> <p>第7章 例外および救済処置</p> <p>(例外処置)</p> <p>第20条 制度・審査委員会は規則第10条の規定にかかわらず、病気、出産、留学等により更新が困難に</p>	<p>研修施設の申請と審査料</p> <p>(書類提出期限)</p> <p>第15条 申請者は毎年、制度・審査委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(審査料)</p> <p>第16条 申請には次の審査料が必要である。</p> <p>集中治療科専門医認定に関する書類審査料 10,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療科専門医認定に関する試験審査料 30,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療科専門医認定の更新に関する審査料 20,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療科専門医研修施設の認定に関する審査料 30,000円 (消費税別)</p> <p>集中治療科専門医研修施設認定の更新に関する審査料 10,000円 (消費税別)</p> <p>(審査料の返却)</p> <p>第17条 既納の審査料は返却しない。</p> <p>第6章 登録料</p> <p>(登録料)</p> <p>第18条 集中治療科専門医認定証書の交付を受けるものは、登録料として20,000円 (消費税別)を納入しなければならない。</p> <p>(登録料の返却)</p> <p>第19条 既納の登録料は返却しない。</p> <p>第7章 例外および救済処置</p> <p>(例外処置)</p> <p>第20条 制度・審査委員会は規則第10条の規定にかかわらず、病気、出産、留学等により更新が困難に</p>
--	--

なると予想できる場合は、制度・審査委員会へ申請を行い、制度・審査委員会が活動休止期間として認めた場合、更新時期を延期することができる。年度途中から休止の場合その年度は資格期間とし、年度途中で復帰の場合その年度は資格休止とする。休止期間中に発表された学術論文、学会発表、学会出席は業績として認めるが、学会の専門医名簿から除外する。申請した期間より前に活動再開する場合は、再申請し、制度・審査委員会が認めた時点をもって活動休止期間の終了とする。

(臨床経験)

第21条 制度・審査委員会は、外国において集中治療に専従し、細則の第4条と同等以上の臨床経験を有するものは、集中治療専門医の審査を行うことができる。当該施設で集中治療に従事したことを証明した書類を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。ただし、日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医研修施設において連続24週間以上の専従歴※を必要とする。※は申請書を参照

(救済措置)

第22条 更新申請時に単位不足が判明した場合、日本集中治療医学会学術集会(全国大会)出席1回を含め20単位以上を取得していることを条件に、その年の筆記試験を受験し合格をもって資格更新を認める。

第8章 補則およびその他

(補足1)

第23条 細則第4条および第7条にいう本学会の指定する学会の認定称号と、申請に必要な研修期間を、別表1に定める。

(補足3)

なると予想できる場合は、制度・審査委員会へ申請を行い、制度・審査委員会が活動休止期間として認めた場合、更新時期を延期することができる。年度途中から休止の場合その年度は資格期間とし、年度途中で復帰の場合その年度は資格休止とする。休止期間中に発表された学術論文、学会発表、学会出席は業績として認めるが、学会の専門医名簿から除外する。申請した期間より前に活動再開する場合は、再申請し、制度・審査委員会が認めた時点をもって活動休止期間の終了とする。

(臨床経験)

第21条 制度・審査委員会は、外国において集中治療に専従し、細則の第4条と同等以上の臨床経験を有するものは、集中治療科専門医の審査を行うことができる。当該施設で集中治療に従事したことを証明した書類を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。ただし、日本集中治療医学会が認定する集中治療科専門医研修施設において連続24週間以上の専従歴※を必要とする。※は申請書を参照

(救済措置)

第22条 更新申請時に単位不足が判明した場合、日本集中治療医学会学術集会(全国大会)出席1回を含め20単位以上を取得していることを条件に、その年の筆記試験を受験し合格をもって資格更新を認める。

第8章 補則およびその他

(補足1)

第23条 細則第4条および第7条にいう本学会の指定する学会の認定称号と、申請に必要な研修期間を、別表1に定める。



<p>第24条 細則第10条2にいう業績にかかわる単位数は、別表3に定める配点法に従うものとする。</p> <p>(改定)</p> <p>第25条 この細則は制度・審査委員会、理事会の議を経て改定することができる。</p> <p>(附則)</p> <p>この細則は、2021年1月15日から施行する。 この改定は、2021年2月15日から施行する。 この改定は、2022年1月31日から施行する。</p>	<p>(補足3)</p> <p>第24条 細則第10条2にいう業績にかかわる単位数は、別表3に定める配点法に従うものとする。</p> <p>(改定)</p> <p>第25条 この細則は制度・審査委員会、理事会の議を経て改定することができる。</p> <p>(附則)</p> <p>この細則は、2021年1月15日から施行する。 この改定は、2021年2月15日から施行する。 この改定は、2022年1月31日から施行する。 この改定は、2022年12月9日から施行する。</p>
--	---

### 【別表の改定】

#### 別表1 日本集中治療医学会が指定する学会

- ①日本内科学会
- ②日本小児科学会
- ③日本皮膚科学会
- ④日本精神神経学会
- ⑤日本外科学会
- ⑥日本整形外科学会
- ⑦日本産科婦人科学会
- ⑧日本眼科学会
- ⑨日本耳鼻咽喉科学会
- ⑩日本泌尿器科学会
- ⑪日本脳神経外科学会
- ⑫日本医学放射線学会
- ⑬日本麻酔科学会
- ⑭日本病理学会
- ⑮日本臨床検査医学会
- ⑯日本救急医学会

- ⑰日本形成外科学会
- ⑱日本リハビリテーション医学会

別表2 日本集中治療医学会が認める関連学会

- ①日本内科学会
- ②日本小児科学会
- ③日本皮膚科学会
- ④日本精神神経学会
- ⑤日本外科学会
- ⑥日本整形外科学会
- ⑦日本産科婦人科学会
- ⑧日本眼科学会
- ⑨日本耳鼻咽喉科学会
- ⑩日本泌尿器科学会
- ⑪日本脳神経外科学会
- ⑫日本医学放射線学会
- ⑬日本麻酔科学会
- ⑭日本病理学会
- ⑮日本臨床検査医学会
- ⑯日本救急医学会
- ⑰日本形成外科学会
- ⑱日本リハビリテーション医学会
- ⑲日本プライマリ・ケア連合学会
- ⑳日本心臓血管外科学会
- ㉑日本呼吸器外科学会
- ㉒日本小児外科学会
- ㉓日本消化器外科学会
- ㉔日本循環器学会
- ㉕日本呼吸器学会
- ㉖日本急性血液浄化学会
- ㉗日本呼吸療法医学会
- ㉘日本医学会総会

㉙日本集中治療医学会が認めた全国レベルの学会および下記の国際学会

【日本集中治療医学会と関連または協定を結ぶ学会】

European Society of Intensive Care Medicine (ESICM)

Society of Critical Care Medicine (SCCM)  
 Korean Society of Critical Care Medicine (KSCCM)  
 Thai Society of Critical Care Medicine (TSCCM)  
 World Federation of Intensive and Critical Care (WFICC)  
 Australian and New Zealand Intensive Care Society (ANZICS)  
 International Symposium on Intensive Care & Emergency Medicine (ISICEM)  
 TSCCM (Taiwan Society of Critical Care Medicine)  
 TSECCM (Taiwan Society of Emergency and Critical Care Medicine)

## 別表3 更新に必要な単位数に関する配点法

**専門医更新の要件（5年間で総合計50単位以上）**

## 1. 学術論文、学会発表、セミナー講師、学会誌査読、試験問題作成

<学術論文>（日本集中治療医学会雑誌、Journal of Intensive Care が望ましい）

※和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの。

※英文誌は Pub Med に収載もしくは WEB で公開され査読があるもの。

日本集中治療医学会雑誌	筆頭：20 単位 共同：20 単位を全執筆者の人数で除した単位（切り上げ、10 名を超える場合は 1 単位）
Journal of Intensive Care (JINC)	筆頭または責任著者：20 単位 共同：20 単位を全執筆者の人数で除した単位（切り上げ、10 名を超える場合は 2 単位）
JINC 以外の英文雑誌	筆頭または責任著者：15 単位 共同：15 単位を全執筆者の人数で除した単位（切り上げ、10 名を超える場合は 1 単位）
上記以外の原著、総説、症例報告、短報、letter	筆頭：10 単位 共同：10 単位を全執筆者の人数で除した単位（切り上げ、10 名を超える場合は 0.5 単位）

## &lt;学会発表&gt;

日本集中治療医学会学術集会（全国大会）あるいは日韓、日夕	筆頭・座長・指定討論者：10 単位
------------------------------	-------------------

イ学術交流合同会議での発表・座長・指定討論者	共同：2単位
日本集中治療医学会支部学術集会での発表・座長・指定討論者	筆頭・座長・指定討論者：5単位 共同：1単位
<b>日本医学会総会</b>	<b>筆頭：5単位</b>
<p>日本集中治療医学会が認める関連学会の学術集会（全国大会または国際学会）での発表・座長・指定討論者（内容は集中治療に関するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本内科学会</li> <li>②日本小児科学会</li> <li>③日本皮膚科学会</li> <li>④日本精神神経学会</li> <li>⑤日本外科学会</li> <li>⑥日本整形外科学会</li> <li>⑦日本産科婦人科学会</li> <li>⑧日本眼科学会</li> <li>⑨日本耳鼻咽喉科学会</li> <li>⑩日本泌尿器科学会</li> <li>⑪日本脳神経外科学会</li> <li>⑫日本医学放射線学会</li> <li>⑬日本麻酔科学会</li> <li>⑭日本病理学会</li> <li>⑮日本臨床検査医学会</li> <li>⑯日本救急医学会</li> <li>⑰日本形成外科学会</li> <li>⑱日本リハビリテーション医学会</li> <li>⑲日本プライマリ・ケア連合学会</li> <li>⑳日本心臓血管外科学会</li> <li>㉑日本呼吸器外科学会</li> <li>㉒日本小児外科学会</li> <li>㉓日本消化器外科学会</li> <li>㉔日本循環器学会</li> <li>㉕日本呼吸器学会</li> <li>㉖日本急性血液浄化学会</li> <li>㉗日本呼吸療法医学会</li> <li>㉘<b>日本医学会総会</b></li> </ul>	筆頭・座長・指定討論者：2単位

<p>㊦日本集中治療医学会が認めた全国レベルの学会および下記の国際学会</p> <p>【日本集中治療医学会と関連または協定を結ぶ学会】</p> <p>European Society of Intensive Care Medicine (ESICM)</p> <p>Society of Critical Care Medicine (SCCM)</p> <p>Korean Society of Critical Care Medicine (KSCCM)</p> <p>Thai Society of Critical Care Medicine (TSCCM)</p> <p>World Federation of Intensive and Critical Care (WFICC)</p> <p>Australian and New Zealand Intensive Care Society (ANZICS)</p> <p>International Symposium on Intensive Care &amp; Emergency Medicine (ISICEM)</p> <p>TSCCM (Taiwan Society of Critical Care Medicine)</p> <p>TSECCM (Taiwan Society of Emergency and Critical Care Medicine)</p>	
---	--

<セミナー講師、学会誌査読、試験問題作成> 1回1単位（最大5単位まで）

セミナー講師（1回につき）※1	1単位
学会誌査読（1論文につき）※2	1単位
専門医筆記試験問題作成（1年につき）	1単位

※1 セミナー委員会が認める日本集中治療医学会が主催するセミナー（学会HP掲載のもの）出席と講師はそれぞれ単位を付与

※2 学会誌は日本集中治療医学会雑誌または Journal of Intensive Care

## 2. 学術集会、セミナー出席

日本集中治療医学会学術集会（全国大会）出席2回以上、日本集中治療医学会支部学術集会出席1回以上を必須とし、本学会が主催する指定のセミナー、関連する学会の学術集会（全国大会または国際学会）出席。ただし、学術集会の出席は最大40単位までとする。

日本集中治療医学会学術集会（全国大会）	10単位
---------------------	------

日本集中治療医学会支部学術集会	5単位
日本医学会総会	5単位
学会が主催する指定セミナー ※別表でホームページに掲載する。	5単位
日本集中治療医学会が認める関連学会の学術集会（全国大会）	2単位
<ul style="list-style-type: none"> <li>①日本内科学会</li> <li>②日本小児科学会</li> <li>③日本皮膚科学会</li> <li>④日本精神神経学会</li> <li>⑤日本外科学会</li> <li>⑥日本整形外科学会</li> <li>⑦日本産科婦人科学会</li> <li>⑧日本眼科学会</li> <li>⑨日本耳鼻咽喉科学会</li> <li>⑩日本泌尿器科学会</li> <li>⑪日本脳神経外科学会</li> <li>⑫日本医学放射線学会</li> <li>⑬日本麻酔科学会</li> <li>⑭日本病理学会</li> <li>⑮日本臨床検査医学会</li> <li>⑯日本救急医学会</li> <li>⑰日本形成外科学会</li> <li>⑱日本リハビリテーション医学会</li> <li>⑲日本プライマリ・ケア連合学会</li> <li>⑳日本心臓血管外科学会</li> <li>㉑日本呼吸器外科学会</li> <li>㉒日本小児外科学会</li> <li>㉓日本消化器外科学会</li> <li>㉔日本循環器学会</li> <li>㉕日本呼吸器学会</li> <li>㉖日本急性血液浄化学会</li> <li>㉗日本呼吸療法医学会</li> <li>㉘日本医学会総会</li> <li>㉙日本集中治療医学会が認めた全国レベルの学会および下記の国際学会</li> </ul>	

<p>【日本集中治療医学会と関連または協定を結ぶ学会】</p> <p>European Society of Intensive Care Medicine (ESICM)</p> <p>Society of Critical Care Medicine (SCCM)</p> <p>Korean Society of Critical Care Medicine (KSCCM)</p> <p>Thai Society of Critical Care Medicine (TSCCM)</p> <p>World Federation of Intensive and Critical Care (WFICC)</p> <p>Australian and New Zealand Intensive Care Society (ANZICS)</p> <p>International Symposium on Intensive Care &amp; Emergency Medicine (ISICEM)</p> <p>TSCCM (Taiwan Society of Critical Care Medicine)</p> <p>TSECCM (Taiwan Society of Emergency and Critical Care Medicine)</p>	
---	--